

役員報酬等に関する規程

(2021年6月18日改定)

社会福祉法人奈良YMCA

社会福祉法人奈良YMCA

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、役員報酬、並びに評議員と役員交通費等に関する事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員報酬)

第3条 定款第22条に基づいて、別表1に定める総額の範囲内で、別表2に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を役員報酬等として支給することができる。

(報酬等の支給日等)

第4条 報酬の支給方法及び支給日は、職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。

(退職手当)

第5条 役員は、退職手当を支給しない。

(旅費)

第6条 評議員及び役員が法人の業務のために、近距離宿泊出張、遠距離出張等をする場合には、職員の出張及び旅費規程の施設長に準じて扱う。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第8条 この規程の改定は、理事会の審議を経て評議員会の議決により改定する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

①平成29年6月23日開催の評議員会にて改定、平成29年6月24日施行。

②令和3年6月18日開催の評議員会にて改定、令和3年1月21日より遡及して適用。

別表1 (第3条関係)

報酬の総額0円

別表2 (第3条関係)

報酬等の支給の基準は、別表1の報酬の総額を0円以上とする時に定める。